

官報 号外 平成十一年八月六日

○第一百四十五回 衆議院会議録 第五十号

平成十一年八月六日(金曜日)

議事日程 第三十八号

平成十一年八月六日

午後一時開議

- 第一 国家公務員倫理法案(内閣委員長提出)
第二 自衛隊員倫理法案(内閣委員長提出)

- 本日の会議に付した案件
日程第一 国家公務員倫理法案(内閣委員長提出)
日程第二 自衛隊員倫理法案(内閣委員長提出)

午後一時二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、広島の平和記念日に当たります。

この際、原爆の犠牲となられた多くの方々の御靈に対し、黙禱をささげたいと思います。
御起立願います。——黙禱。
(総員起立、黙禱)

○議長(伊藤宗一郎君) 御着席ください。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一及び第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 国家公務員倫理法案(内閣委員長提出)
日程第二 自衛隊員倫理法案(内閣委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、国家公務員倫理法案、日程第二、自衛隊員倫理法案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長一田孝治君。

〔二田孝治君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

国家公務員倫理法案
自衛隊員倫理法案

○二田孝治君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、一部の幹部国家公務員を中心に憂慮すべき不祥事が続発し、このことが、公務に対する国民の信頼を失墜させ、国家公務員に対してかつてないほどの厳しい社会的批判を招来しております。

御承知のように、国家公務員の服務に関しましては、国家公務員法においてその服務の基本基準を定め、これに基づき所要の措置が講ぜられてきたところであります。最近における不祥事の続発する現状を見るとき、公務に対する国民の信頼を確保するためには、これらの措置だけでは不十分であり、したがって、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るため、より一層適切な措置を講ずることが急務となつていると考え、ここに両法律案を提出した次第であります。

それでは、まず、国家公務員倫理法案につきまして御説明申し上げます。

第一に、本案の対象となる職員は、常勤の一般職の国家公務員としております。

第二に、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を法律上明確に規定するとともに、内閣は、この倫理原則を踏まえ、国家公務員倫理規程を政令で定めることとしております。

第三に、内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の報告書を提出しなければならないこととしております。

第四に、本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、贈与等を受けたときは報酬の支払いを受けたときは、その額が一件につき五千円を超える場合に限り、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各府の長等に提出しなければならないこと

としております。

第五に、本省審議官級以上の職員は、株取引等報告書及び所得等報告書を、毎年、各省各府の長等に提出しなければならないこととしております。

第六に、各省各府の長等は、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の写しを、国家公務員倫理審査会に送付しなければならないこととしております。

第七に、人事院に国家公務員倫理審査会を置くこととし、同審査会は、その調査を経て、必要があると認めるときは、職員を懲戒手続に付することができるとしております。

第八に、職員の職務に係る倫理の保持を図るために、行政機関に、それぞれ倫理監督官一人を置くこととしております。

第九に、特殊法人等及び地方公共団体は、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、それぞれ、その職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならないこととしております。

第十に、人事院の有する懲戒権限の一部を国家公務員倫理審査会に委任するための国家公務員法の一部改正を行うほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、自衛隊員倫理法案につきまして御説明申しあげます。

本法は、特別職の職員である自衛隊員についても、自衛隊員倫理審査会を防衛省本部に設置することとする等のほかは、国家公務員倫理法案にあわせて同様の措置を講じようとするものであります。

なお、兩法律は、一部の規定を除いて、平成十二年四月一日から施行することとしております。

官 報 (号 外)

法務委員	
辭任	
加藤 紘一君	補欠
宮腰 光寛君	宮腰 光寛君
加藤 紘一君	光寛君
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

法務委員	辞任	安全保 障委員	辞任	補欠
加藤 渡辺 岩永	紳一君 喜美君 峯一君	大石 秀政君	岩永 峯一君	大石 秀政君
阪上 田村 島	善秀君 憲久君 聰君	砂田 小島 藤田	砂田 小島 敏男君	坂上 田村 島
藤田 幸久君	圭佑君 幸久君 聰君	轟 喜美君	圭佑君 幸久君 憲久君	坂上 田村 島
、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				

<p>運輸委員</p> <p>辞任 橋 康太郎君 捕欠 渡辺 博道君</p> <p>寺前 嶽君 辻 第一君 橋 康太郎君</p> <p>深田 肇君 畠山 健治郎君 深田 肇君</p> <p>(特別委員辭任及び補欠選任)</p> <p>去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>消費者問題等に関する特別委員</p> <p>辞任 西田 猛君 武山百合子君 西田 猛君 西田 猛君 武山百合子君 西田 猛君</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る七月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案(保岡興治君外九名提出) 一、昨五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員倫理法案(内閣委員長提出)</p> <p>自衛隊員倫理法案(内閣委員長提出)</p> <p>(議案付託)</p> <p>一、去る七月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 公職選挙法の一部を改正する法律案 出入人国管り及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(參議院送付)</p> <p>法務委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る七月二十九日、參議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案</p>
--

一、去る七月二十九日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
農業活力再生特別措置法案

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案(保岡興治君外九名提出)

(議案通知)

一、去る七月二十九日、次の本院議員提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国会法の一部を改正する法律案

一、去る七月二十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

一、去る七月二十九日、次の議案を可決した旨参議院に通知した。

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

(議案通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の一意書は次のとおりである。

生活保護の対象から外れた障害者の、国民健康保険加入と老人保健法の障害認定の手続きに関する質問主意書(金田誠一君提出)

一、去る七月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

廃棄物問題全般に関する質問主意書(河野太郎君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

マンションの外断熱に関する質問主意書(佐藤謙一郎君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私立学校法人の収益事業およびその監督に関する質問主意書(保坂辰人君提出)

法曹人口増加促進に関する質問主意書(青山丘君提出)

相続対策を目的として販売された「融資一体型麦額保険」に関する質問主意書(臼井日出男君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る七月三十日、内閣から、衆議院議員土井たか子君提出埋立権者の妨害排除請求権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十一年九月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨五日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出生活保護の対象から外れた障害者の、国民健康保険加入と老人保健法の障害認定の手続きに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十一年九月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨五日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出廃棄物問題全般に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時

を要するため、平成十一年九月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国家公務員倫理法案

右の議案を提出する。

平成十一年八月五日

提出者 内閣委員長 二田 孝治

国家公務員倫理法案

目次

- 第一章 総則(第一条～第四条)
- 第二章 国家公務員倫理規程(第五条)
- 第三章 贈与等の報告及び公開(第六条～第九条)
- 第四章 国家公務員倫理審査会(第十一条～第十三条)
- 第五章 倫理監督官(第二十九条)
- 第六章 雑則(第四十条～第四十六条)
- 附則

(定義等)

第一条 この法律(第二十二条第一項及び第四十一条第一項を除く。)において、「職員」とは、國家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)第二条第一項に規定する一般職に属する国家公務員

(委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準する職にある者で常勤を要しないものを除く。)をいう。

二 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの(トカラヌまでに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。)

イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(ハ)の職務の級七級以上の職員

ロ 一般職給与法別表第一専門行政職俸給表(ハ)の職務の級四級以上の職員

ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表(ハ)の職務の級七級以上の職員

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

三 一般職給与法別表第九指定職俸給表(ハ)の職務の級六級以上の職員

四 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(ハ)の職務の級三級以上の職員

五 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(ハ)の職務の級二級以上の職員

六 一般職給与法別表第八イ研究職俸給表(ハ)の職務の級二級以上の職員

七 一般職給与法別表第八ニ技術職俸給表(ハ)の職務の級二級以上の職員

八 一般職給与法別表第三税務職俸給表(ハ)の職務の級七級以上の職員

九 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表(ハ)の職務の級七級以上の職員

一〇 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表(ハ)の職務の級七級以上の職員

一一 一般職給与法別表第四イ教育職俸給表(ハ)の職務の級四級以上の職員

一二 一般職給与法別表第五イ海事職俸給表(ハ)の職務の級五級以上の職員

一三 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(ハ)の職務の級四級以上の職員

イ 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。)の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事長

官報(号外)

口 檢察官俸給法別表検事の項十七号の俸給 月額以上の俸給を受ける検事
ハ 檢察官俸給法別表副検事の項十一号の俸 給月額以上の俸給を受ける副検事
3 この法律において、「指定職以上の職員」と は、次に掲げる職員をいう。
一 一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用 を受ける職員
二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸 給表の適用を受ける職員であつて、同表四号 俸給月額以上の俸給を受けるもの
三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつ て、次に掲げるもの
イ 檢事総長 次長検事及び検事長
ロ 檢察官俸給法別表検事の項八号の俸給月 額以上の俸給を受ける検事
ハ 檢察官俸給法第九条に定める俸給月額の 俸給又は検察官俸給法別表副検事の項一号 の俸給月額の俸給を受ける副検事
4 この法律において、「本省審議官級以上の職 員」とは、次に掲げる職員をいう。
一 一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用 を受ける職員であつて、同表四号俸給月 額以上の俸給を受けるもの
二 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつ て、次に掲げるもの
イ 檢事総長、次長検事及び検事長
ロ 檢察官俸給法別表検事の項八号の俸給月 額以上の俸給を受ける検事
ハ 檢察官俸給法第九条に定める俸給月額の 俸給又は検察官俸給法別表副検事の項一号 の俸給月額の俸給を受ける副検事

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)
第三条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民 の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自 覚し、職務上知り得た情報について国民の一部 に対しても有利な取扱いをする等国民に対し 不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正 な職務の執行に当たらなければならぬ。
2 職員は、常に公私別の別を明らかにし、いやし くもその職務や地位を自らや自らの属する組織 のための私的の利益のために用いてはならない。 3 職員は、法律により与えられた権限の行使に 当たっては、当該権限の行使の対象となる者か らの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信 を招くような行為をしてはならない。
(国会報道)
4 内閣は、国家公務員倫理規程及び前項の訓令 の制定又は改廃があったときは、これを国会に 関する訓令を定めることができる。

2 内閣は、各省各庁の長及び各省大臣、会 計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び 警察庁長官並びに各外局の長をいう。以下同 じ。は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、 当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に 關する訓令を定めることができる。
3 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を 支払った事業者等の名称及び住所
4 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理 規程で定める事項
第五条 内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係 る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係 る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 書を提出しなければならない。

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等 から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与 若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受け たとき又は事業者等と職員の職務との関係に基 づいて提供する個人的役務に対する報酬として 国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受け たとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の 支払を受けた時において本省課長補佐級以上の 職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等に より受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価 額が一件につき五千円を超える場合に限る。) この法律において、「事業者等」とは、法人 (法人でない団体又は財團で代表者又は管理人 の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事
第七条 本省審議官級以上の職員は、前年におい て行った株券等(株券、端株券を含む。)、新株引 受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券 又は新株引受権付社債券をいう。以下この項に おいて同じ。の取得又は譲渡(本省審議官級以 上の職員である間に行つたものに限る。以下 「株取引等」という。)について、当該株取引等に 係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並び に当該株取引等の年月日を記載した株取引等報 告書を、毎年、三月一日から同月三十日まで の間に、各省各庁の長又はその委任を受けた者 に提出しなければならない。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

第八条 本省審議官級以上の職員(前年一年間に通じて本省審議官級以上の職員であつたものに限る)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課された場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となつた事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十二号)第二十二条第一項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第一条第一項第二十二条号に規定する各種所得の金額をい

う。以下同じ。)

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)及び山林所得の金額(同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかるわざず、他の所得と区分して計算される所得の金額

一 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号又は二に掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長又はその委任を受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各省各庁の長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき一万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができ

めた事項に係る部分については、この限りでない。

一 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるものあるもの

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

三 公にすることにより、任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、調査を

求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。

八 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るために監督上必要な措置を講ずよう求める。

十 国家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

(職權の行使)

第十三条 審査会の会長及び委員は、独立してそ

の職權を行ふ。

二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関する。

三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。

四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整

備に關し、各省各庁の長に指導及び助言を行ふこと。

六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、調査を

求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。

八 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るために監督上必要な措置を講ずよう求める。

十 国家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

(職權の行使)

第十三条 審査会の会長及び委員は、独立してそ

の職權を行ふ。

二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関する。

三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。

四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整

備に關し、各省各庁の長に指導及び助言を行ふこと。

官報(号外)

3 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。	3 業務を行ひ、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。
4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	4 会長及び委員は、再任されることができる。
(会長及び委員の任命)	(会長及び委員の任期)
第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員(検察官及び国立大学の教員を除く)としての前歴を有する者については、その在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。	5 会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。
2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもって充てる。	(身分保障)
3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかるらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。	第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。	一 破産の宣告を受けたとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
(会長及び委員の任期)	(会長及び委員の給与)
第十五条 会長及び委員の任期は、四年とする。	第十九条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。
2 人事官としての残任期間が四年に満たない場合は、前項の規定にかかるらず、当該残任期間とは、前項の規定にかかるらず、当該残任期間と	(会議)
3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、常勤する。	第二十条 審査会は、会長が招集する。
(会議)	第二十一条 審査会は、会長及び二人以上の委員の出席が必要なときは、会議を開き、議決をすることができる。
第二十二条 会長は、審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	第二十二条 審査会は、会長が招集する。
第二十三条 会長及び委員は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者による調査	第二十三条 会長及び委員は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者による調査
第二十四条 会長及び委員は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者による調査	第二十四条 会長及び委員は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた場合における前項第二項に規定する委員の任命権者による調査
第二十五条 審査会は、第二十二条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、当該任命権者と共同して調査を行うことができる。この場合は、審査会は、当該任命権者に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。	第二十五条 審査会は、第二十二条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、当該任命権者と共同して調査を行うことができる。この場合は、審査会は、当該任命権者に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。
第二十六条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。	第二十六条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があること

第三号の規定により読み替えられたものを含む」とする。

(国家公務員法の一部改正)

第六条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「苦情の処理」の下に、「職務に係る倫理の保持」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(国家公務員倫理審査会)

第三条の二 前条第一項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるものほか、国家公務員倫理法によることによる。

第十七条に次の二条を加える。

人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る)に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第八十二条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令」を「若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法

第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。)」に改める。

第八十二条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令」を「若しくは国家公務員倫理法又は

これららの法律に基づく命令(国家公務員倫理法

第八十二条第一項第一号中「又はこの法律に基

づく命令」を「若しくは国家公務員倫理法又は

(国営企業労働関係法の一部改正)

第七条 国営企業労働関係法の一部を次のように改正する。

第四項まで」の下に「、第三条の二を、「第十七条の下に「、第十七条の二を、「第八十四条第二項」の下に「、第八十四条の二」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第八条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第百五条まで」の下に「又は国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百五十二号)」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

同条第三項第一号及び第三号、同条第四項第二号、第四条、第五条第四項、第十三号から第二十二条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

同条第三項第一号及び第三号、同条第四項第二号、第四条、第五条第四項、第十三号から第二十二条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員

第一条第十七号の二の次に次の二号を加える。

第十七条 第一条第十七号の二の次に次の二号を加える。

に改正する。

本則中「又は「内閣総理大臣」を、「内閣総理大臣」又は「内閣」に改め、「最高裁判所規則」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」とを加え、本則第一号中「第一条」を「第一条から第三条まで、第四条」に改め、本則に次の二号を加える。

八 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百五十二号)(第二条第二項第一号から第四号まで、

同条第三項第一号及び第三号、同条第四項第二号、第四条、第五条第四項、第十三号から第二十二条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。)

官報(号外)

正規定中「最高裁判所規則」を「裁判所職員倫理審査会」に改める。

理由

国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることのかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約八千三百万円の見込みである。

自衛隊員倫理法案

右の議案を提出する。

平成十一年八月五日

提出者

内閣委員長 二田 孝治

自衛隊員倫理法案

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 自衛隊員倫理規程(第五条)

第三章 贈与等の報告及び公開(第六条～第九条)

第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特例等(第十条 第二十三条)

第五章 倫理監督官(第二十四条)

第六章 雜則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることのかんがみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、「自衛隊員」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員(常勤を要しない者を除く。)をいう。

六 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級四級以上のもの

七 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八医療職俸給表の適用を受けける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

三 給与法別表第一自衛官俸給表の適用を受けれる自衛隊員であつて、同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けれるもの並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

四 この法律において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

九 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八医療職俸給表の適用を受けれる自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上もの

一 給与法別表第一参事官等俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八医療職俸給表の適用を受けれる自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの

第九十五条。以下「一般職給与法」という。別表第一イ行政職俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のもの

十 給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

十一 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第六イ教育職俸給表の適用を受けれる自衛隊員であつて、同表の職務の級四級以上もの

十二 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十三 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十四 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十六 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十七 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十八 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

十九 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十一 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十二 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十三 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十四 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十六 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十七 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十八 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

二十九 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

官 報 (号 外)

法第三十条第二項に規定する退職所得の金額(所得税額をいう。)及び山林所得の金額(同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第一千六号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかるわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の一)に規定する贈与税の課税価格をいう。)

前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号又は口に掲げる金額が一百万円を超えるときは、その基因となつた事實を当該納税申告書の写しに記しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

4 防衛施設庁長官は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとす

口 各種所得の金額(退職所得の金額)(所得税)

(報告書の保存及び閲覧)
第九条 前二条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。)は、これらを受理した防衛厅長官(防衛施設厅の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛施設厅長官)において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
2 何人も、防衛厅長官又は防衛施設厅長官に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき三万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、防衛厅長官が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りでない。
一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続
の特例等
(自衛隊員倫理審査会の設置)
第十条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛厅長官の事務を補佐させるため、防衛厅本厅に、自衛隊員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

所掌事務及び権限等

(所掌事務及び権限等)

第十一條 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を防衛庁長官に建議すること。

イ 白衛隊員倫理規程に関する事項

ロ この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第一項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準に関する事項

ハ 白衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項

二 白衛隊員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する事項

ホ 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関する事項

三 次条第一項、第十六条第一項及び第十九条第二項の規定により防衛庁長官の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第一項及び第三項、第十四条第二項(第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条の規定に基づく防衛庁長官の諮問に応じて意見を述べること)。

に基づく命令に基づき審査会に属させられた

2 基づく命令に基づき審査会に属させられた
事務及び権限

審査会の組織、委員その他必要な事項について、政令で定める。

(防衛庁本庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒手続等)

第十二条 防衛庁長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査の結果、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、審査会の意見を聴かなければならぬ。

3 防衛庁長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表(第七条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)をすることができる。

(調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告)

第十三条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛庁長官に報告しなければならない。

官 報 (号外)

第六章 雜則
第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第二条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第三条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行つた株取引等について適用する。

第四条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第三号中「又は」の「若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第号又はこれら)」に改める。

第六十五条中「本節」の下に「又は自衛隊員倫理法」を加える。

理 由

自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんが

み、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与等、株取引等及び監督官の設置等自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第四十三号中正誤

ページ 段行 誤
二 四 八 適性 正

官 報 (号 外)

平成十一年八月六日 衆議院会議録第五十号

第三種
明治十五年三月三十日
便
物
認
可

発行所
二東京一
番大四都〇五
藏号港五
省虎一八四
印門四四
刷二五
局自

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一
一一〇円)